

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	15 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

申立期間について、私は、昭和 58 年 8 月に会社を退職し、国民健康保険証は必要だったので、会社を退職と同時に A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間について、申立人は、会社を退職後 A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている。これについて、申立人が所持する「昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に「申告による控除分」として「84,120 円」の記載があり、この金額は 61 年 1 月から同年 3 月までの 1 か月の国民年金保険料 6,740 円の 3 か月分の合計額 2 万 220 円と同年 4 月から同年 12 月までの 1 か月の国民年金保険料 7,100 円の 9 か月分の 6 万 3,900 円の合計額の総額 8 万 4,120 円と一致することから、申立人の申述に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は保険料を納付できる期間である。

2 申立期間のうち、昭和 58 年 8 月から 60 年 12 月までの期間について、申立人は前記 1 と同様に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持している「昭和 59 年分給与所得に対する所得税源泉徴収

簿」及び「昭和 60 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」には兩年とも国民年金保険料に該当する記載は見当たらないことから、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 61 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間のうち、58 年 8 月から 59 年 3 月までは時効により保険料を納付できず、同年 4 月から 60 年 12 月までは遡って保険料を納付する期間となるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いとしており、保険料の納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から同年12月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私は結婚後、国民年金保険料は、A職である夫の給料が振り込まれるB銀行C支店（当時）の銀行口座から引き落としをするよう夫が口座振替の手続きを行い、国民年金保険料は口座から引き落とされていたと記憶している。申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、その夫の銀行口座から引落しで納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年11月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間①及び②は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間①及び②の前後の保険料は納付済みであり、それぞれ3か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

A団体に勤務していた昭和53年頃、医師にかかろうとしたが保険証が無かったので、B区役所で国民健康保険に加入した。その際、国民年金の加入を勧められて加入手続を行い、過年度分の国民年金保険料の納付も勧められたが、過年度分の納付は断り、現年度から納付した。C市へ55年3月に転居後も保険料は定期的に納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和55年3月にC市に転居後も定期的に国民年金保険料を納付していた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、53年6月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立人が所持する年金手帳には、住所欄にC市へ昭和55年3月12日に住所を変更したことが記載され、C市の公印が押してあることから申立人の主張には信憑性^{びよう}があり、また、申立人は、申立期間以後、国民年金の加入期間において、国民年金保険料を全て納付しており、申立人が、12か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成元年10月までの期間及び平成5年8月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成元年10月まで
② 平成5年8月から6年3月まで

私は、国民年金の加入について、勤めを辞めたら自動的に国民年金に切り替わるものだと思っていたが、何かで手続をしなければいけないことを知り、勤めを辞めただいぶ後になって加入手続をした。申立期間①の国民年金保険料の金額は覚えていないが、金額が大きかったので納付するのをやめようと思ったが、母の助言もあり、退職金を保険料に充てた。申立期間②の国民年金保険料の納付は、母にお金と納付書を渡してA町役場（現在は、B市）又はC銀行（現在は、D銀行）E支店で納付してもらった。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、勤めを辞めてから期間をおいて国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成2年5月又は同年6月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付について、保険料が高額だったため退職金を充てたとしているところ、オンライン記録により平成元年11月から2年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できることから、申立期間①の保険料を納付した可能性は否定できない上、

申立人は申立期間①の保険料が高額だったため「そんなに保険料を納められない。」とその母に話したところ、「老後のことを考えたら納めた方がいい。」と言われたと申述しているところ、その母は、昭和 36 年 4 月から 60 歳で国民年金の被保険者資格を喪失する平成元年 3 月までの 336 か月間、その父は、昭和 36 年 4 月から 60 歳で国民年金の被保険者資格を喪失する平成 4 年 9 月までの 378 か月間の国民年金保険料を全て納付済みであることから、その当時、年金に関心を持っていたことは推測でき、申立人の申述には信憑^{びよう}性が認められる上、14 か月と比較的短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、その母に頼んで国民年金保険料の納付をしてもらっていたとしているところ、申立期間②前後の保険料はいずれも納付済みとされており、申立人が 8 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月及び同年2月の期間、同年5月及び同年6月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成元年11月まで
② 平成2年1月及び同年2月
③ 平成2年5月及び同年6月

私は、自分自身で昭和63年4月頃、A区役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、2年前分までは納付可能ということだったので納付書に現金を添えてA区役所の窓口で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、申立期間②及び③の国民年金保険料については、いずれもA区役所の窓口で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成4年1月又は同年2月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②及び③は保険料を遡って納付できる期間である。

また、申立期間②及び③前後の保険料はいずれも遡って納付していることがオンライン記録で確認できることから、申立人がそれぞれ2か月と短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和63年4月頃、A区役所で国民年金の加入手続を行い、上記1と同様にA区役所の窓口で納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は上記1のとおり、平成4年1月又は同年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立人は、所持する年金手帳の国民年金の記録（1）の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」欄に、「昭和63年4月1日」と印字されていることを納付した理由の一つとしているが、年金手帳における国民年金の記録（1）の「被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日」は、制度上、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず被保険者資格を取得した年月日及び種別等を変更した年月日が記載されるものであって、保険料を納付したことを示すものではない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社（当時）及びB株式会社（昭和 60 年 4 月 1 日設立）に勤務し、C組合の組合員であったことが認められることから、申立人の同組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 47 年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 63 年 4 月 16 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 47 年 4 月から 61 年 3 月までを 18 万 4,196 円、同年 4 月から 62 年 9 月までを 28 万円、同年 10 月から 63 年 3 月までを 30 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 16 日まで

申立期間について、A社及びB株式会社に勤務していたが、ねんきん定期便により厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。同期入社と同僚の厚生年金保険被保険者記録があるのに私の記録だけ無いのはおかしい。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社及びB株式会社発行の辞令書、申立人と同日に入社した同僚二人の詳細な供述等により、申立人は申立期間においてA社及びB株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記同僚二人のA社に係る職員名簿（勤務に関する記録）によると、申立人の申述どおり、昭和 47 年 4 月 1 日付けで入社していることが確認できる上、当該同僚は、「申立人は同期入社である。申立期間当時、A社では、入社と同時にC組合に加入させる取扱いだった。」としている。

さらに、上記同僚のオンライン記録（被保険者記録照会回答票（共済記

録)) によると、申立人が勤務したとする昭和 47 年 4 月 1 日から、C 組合員の加入記録が確認できることを踏まえると、申立人が申立期間に同組合の組合員であったことが認められる。

加えて、A 社の人事記録を承継している D 基金の担当者は、「申立人の記録は見当たらないが、申立人の主張や同僚の人事記録及び供述を踏まえると、本来、C 組合の記録が無いのは不自然であると思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に C 組合の組合員であったことが認められ、同組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、申立人の C 組合員としての資格取得日に係る記録を昭和 47 年 4 月 1 日、資格喪失日に係る記録を 63 年 4 月 16 日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの期間は、同期入社した同僚の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定から判断すると、18 万 4,196 円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 16 日までの期間については、申立人が保管していた B 株式会社発行の 61 年標準報酬定時決定通知書の記録から、同年 4 月から 62 年 9 月までを 28 万円、申立人と同期入社で同職種であった同僚のオンライン記録から、同年 10 月から 63 年 3 月までを 30 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年9月から6年1月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年3月27日まで

ねんきん定期便の記録によると、A株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際に給与控除された保険料額に見合っていない。勤務期間のうち、平成5年9月から6年1月までの給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、平成6年4月21日付けの訂正処理で、5年9月1日に遡って18万円に減額訂正されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が事業主をはじめとする多数の従業員について行われていることが確認できる。

また、A株式会社の当時の代表取締役は、「平成6年頃に滞納の件で、担当者が社会保険事務所に行き、その助言に従い、担当者が手続を行ったと思う。」と供述している上、複数の同僚は「給料の遅配や不払いがあっ

た。実際の給料と標準報酬月額に相違があった。」と供述している。

また、当該事業所が加入しているB組合の記録では、申立人の標準報酬月額は平成5年9月から6年2月まで28万円であり、遡及訂正前のオンライン記録と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月21日付けで行われた当該遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人から提出された平成5年9月から6年1月までの給与明細書により、30万円を超える報酬月額が支給され、30万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成5年9月から6年1月までの標準報酬月額については、申立人の給与明細書において確認できる保険料控除額から30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額の記録については、平成15年7月25日及び16年7月25日は44万8,000円に、17年7月25日は43万7,000円に、18年7月25日は42万6,000円に、20年3月25日は50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成16年7月25日
③ 平成17年7月25日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成20年3月25日

年金記録を確認したところ、A所から支給された申立期間の賞与5回分の記録が無いことが分かった。保険料控除の事実を確認できる賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された給与支払明細書により、申立人は、申立期間において賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月25日及び16年7月25日は44万8,000円に、17年7月25日は43万7,000円に、18年7月25日は42万6,000円に、20年3月25日は50万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月15日から同年7月1日まで

日本年金機構の記録によると、C株式会社から同社の関連会社であるA株式会社B支店に昭和41年6月15日付けで出向した際、A株式会社B支店において厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC株式会社発行の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人は同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（同社からA株式会社B支店へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、在籍証明書に記載されているA株式会社への出向発令日及び同社における雇用保険被保険者の資格取得日が、いずれも昭和41年6月15日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票に係る昭和41年7月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録について、平成3年4月から5年1月までの記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年2月26日まで
国（厚生労働省）の記録では、平成3年4月1日から5年2月26日までの標準報酬月額は24万円となっているが、当時の私が受け取っていた給与に比べて明らかに低い。誤りであると思うので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から4年9月までは53万円と記録されていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年2月26日以降の同年4月7日付けで遡及して24万円に減額訂正されている上、同年9月2日付けで4年10月1日の定時決定（標準報酬月額24万円）が遡及して行われていることが確認できる。

また、当該事業所においては、申立人を含め4人の標準報酬月額の記録が、同様に遡及して減額訂正されていること、申立人を含めて2人に適用事業所でなくなった後に同様の定時決定の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、株式会社Aの商業登記簿謄本から取締役であったことは確認できるが、当時の複数の同僚から、「株式会社Aは実態として、同社のグループ企業である株式会社Bの一部にすぎず、社会保険関係の手続も同社で行っていた。両社の代表取締役は同一人物で会社に関する全ての事務を取り仕切っており、ほかの両社の役員には余り権限が無かったと

思う。本件のような遡及訂正も代表取締役が経理担当者に直接指示をした上で、行っていたはずである。」と供述しているとの回答があったことから、申立人が株式会社Aの遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成3年4月から5年1月までの記録を53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月9日から同年4月8日まで
株式会社Aに勤務していた際の年金記録に1か月の空白期間がある。
調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の供述及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る資格喪失届の受理日の記録等から、昭和42年4月8日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和42年2月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和37年4月から平成10年7月4日まで継続してA株式会社に勤務していたが、国の記録によると、申立期間に係る厚生年金被保険者期間が欠落している。平成4年に同社より受け取った満30年勤続表彰状を提出するので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA株式会社から提出された申立人に係る経歴台帳等により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日にA株式会社本社から同社B所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成4年2月28日から同年3月7日までの期間については、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月7日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年2月の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成4年3月7日から同年5月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける上記訂正後の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、同年3月から同年4月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のB株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年2月1日であると認められることから、申立期間②における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の平成6年1月の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人の株式会社Cにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間③における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の平成6年2月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 平成4年2月28日から同年5月1日まで
② 平成6年1月31日から同年2月1日まで
③ 平成6年2月1日から7年10月1日まで

私は、昭和61年3月に株式会社Aに入社後、関連事業所間の異動はあったが、平成12年4月に同社の関連会社である株式会社Dを退職するまで厚生年金保険に未加入だったことは無い。

また、申立期間③は株式会社Cに勤務していた期間であるが、厚生年金保険の被保険者記録のある平成6年2月から同年7月までの標準報酬月額が低くなっている。

厚生年金保険の記録が無い期間及び標準報酬月額が低くなっている期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成4年2月28日から同年3月7日までの期間については、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できるものの、オンライン記録では、同年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかしながら、オンライン記録では、株式会社Aが適用事業所でなくなった日（平成4年2月28日）の後の平成4年3月7日付けで申立人と同日に多数の同僚が被保険者資格を喪失したとする処理が遡ってなされており、かつ、当該期間において、株式会社Aに係る商業登記簿謄本では、同社は、法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断されることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年2月28日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失日に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の被保険者資格の喪失の処理が行われた平成4年3月7日であると認められる。

なお、平成4年2月の標準報酬月額は、申立人の株式会社Aにおける平成3年10月のオンライン記録から20万円とすることが必要である。

- 2 申立期間①のうち、平成4年3月7日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が同年5月1日まで株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の複数の同僚の給与明細書及び源泉徴収票において、当該

期間における給与及び厚生年金保険料の控除額が当該期間以前と同額で推移していることが確認できることから、申立人についても、当該期間以前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと推認でき、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

さらに前述のとおり、株式会社Aは同社の商業登記簿において同社が当該期間に法人であったことが確認できることから、同社は当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、平成4年3月及び同年4月の標準報酬月額については、平成3年10月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られないが、申立期間①のうち、平成4年3月7日から同年5月1日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②について、申立人は「B株式会社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していることが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のB株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月31日）の後の同年3月7日の処理で、遡って同年1月31日とされている。

しかしながら、B株式会社に係る商業登記簿謄本では、同社は、当該期間も法人事業所であったことが確認できることから、上記適用事業所でなくなった日において、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断でき、社会保険事務所において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人のBにおける資格喪失日を平成6年1月31日とする処理を行う合理的理由はなく、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、申立人と同様に異動した2人の同僚の供述及び3人の同僚の次の事業所における被保険者資格取得日（同年2月1日）から判断して、同年2月1日に訂正することが必要である。

また、平成6年1月の標準報酬月額については、申立人の平成5年

10月の標準報酬月額である20万円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③について、申立人は株式会社Cに継続して勤務していたと主張しているところ、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していることが認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Cが厚生年金保険法の適用事業所でなくなった平成7年12月1日以降の8年1月5日に、遡って7年10月及び6年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における資格喪失日は同年8月31日と記録され、同年2月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円から8万円に減額訂正されている。

また、申立期間③当時、株式会社Cに係る平成6年度の社会保険料の滞納処分票が確認できるところ、元代表取締役は、社会保険料の滞納があったことを認めた上で、当該社会保険料の滞納をどのように解消したかについて、「厳しい督促を受けたが、資金繰りが苦しく、社会保険事務所の指導で、遡って標準報酬月額を減額訂正の上、従業員の資格喪失により解消した。」と供述している。

さらに、株式会社Cに係る商業登記簿謄本では、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月*日には閉鎖又は解散等の事実はなく、同社が法人であることが確認できることから、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び申立期間③の標準報酬月額に係る処理を行う合理的な理由はなく、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成7年10月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、6年2月から7年9月までを9万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 22 年 11 月 30 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、申立人の A 団体における資格取得日を昭和 47 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から同年 8 月 2 日まで

私は、昭和 38 年 9 月から B 団体に勤務していたが、A 団体（現在は、C 団体）の設立に伴い、45 年 12 月に A 団体に転籍した。しかし、A 団体の設立当初は従事員も少なく余裕もなかったため、社会保険関係については引き続き B 団体の被保険者として扱われ、同事務も同団体で代行することとなった。私は同年 12 月の転籍時から平成 11 年 6 月まで継続して A 団体に勤務しており、A 団体で資格取得する前の 2 か月間において、事務を代行していた B 団体での厚生年金保険の記録が空白となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、元同僚の供述、申立人が提出した申立人に係る昭和 47 年分給与所得の源泉徴収票、C 団体が提出した昭和 50 年*月*日に開催された A 団体の設立*周年記念祝賀会における冊子等により、申立期間において A 団体に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえるものの、申立期間当時の同僚が、「A 団体は厚生年金保険法の適用事業所になるまでの間の従業員の社会保険事務の取扱いを転籍前の B 団体に代行させていた。」と証言していること、A 団体が適用

事業所になった日（47年8月2日）前の同年6月1日に申立人の厚生年金保険被保険者資格が喪失していることがB団体に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できること、及び事業主が申立期間に係る保険料の納付義務を履行したか否かは明らかでないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年11月30日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、申立期間について、当該あっせん後の同一事業所に係る別の申立てにおける調査の中で、A団体が厚生年金保険の適用事業所になった日（昭和47年8月2日）より前の46年5月*日に法人登記されていることや、C団体が提出した「昭和47年度各人別賃金表」等により、申立期間当時、A団体に勤務していた従業員が5人以上であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと判断できる上、上記の元同僚の供述、源泉徴収票等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA団体に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ厚生年金保険被保険者資格取得日は47年6月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票の記載内容から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年12月から50年3月まで

申立期間について、私は、A店を営んでいた父の仕事を手伝い、専従者給与をもらっていた。私は父に年金及び保険関係の事務や納付を全て任せており、私の国民年金の加入手続と保険料の納付は父が行ってくれて、私が結婚するときに現在所持している年金手帳をもらった。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、その父は既に他界しており、証言が得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、年金手帳に記載された資格取得年月日の時期まで遡って保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものでは

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から平成9年2月まで

申立期間について、私の息子(申立人)は、学生期間が長かったので、国民年金には加入していなかったが、平成9年3月に夫が経営する「A団体」に就職し厚生年金保険に加入した。その後、1か月ほどして息子が自身の年金受給金額をB市役所で尋ねた時に、遡って国民年金保険料を納付できると言われたので、私と息子の二人で同市役所に出向き、息子が30万円ほどの保険料をその場で納付した。領収書については、もらっていないが、当時対応してくれた女性職員(二人)を覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の母が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職して厚生年金保険に加入した平成9年3月から1か月ほど後に、B市役所で国民年金保険料を遡って納付できることを聞き、同市役所で30万円ほどの国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人は既に他界しており申述が得られず、申立人のその母は、国民年金の加入手続には直接関与しておらず、国民年金保険料の領収書はもらっていないとしており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は平成9年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年同月18日に基礎年金番号が付番され、20年8月*日に死亡を理由にその資格を喪失したことが記録されているが、これまでに国民年金に加入した記録は確認できない上、当委員会にお

いてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年12月までの期間及び52年1月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年12月まで
② 昭和52年1月から54年3月まで

会社を退職した昭和49年12月頃、A町（現在は、B市）の実家に戻り、両親が同町で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和49年12月頃、A町の実家に戻り、両親が同町で申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料はその両親が納付してくれたはずであるとしている。しかしながら、戸籍の附票によると、申立人は、44年4月*日に同町からC区へ転出して以降、A町に住所を定めた形跡が無い上、その母は、申立人の国民年金の加入手続きを行った記憶が無く、保険料納付については死亡した申立人の父が行っていたので不明であるとしており、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、D市（戸籍の附票によると申立人は昭和52年6月*日に同市に住所を定めている。）で払い出されており、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年3月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間②は遡って保険料を納付する期

間であるが、申立人は、同市において遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 4 年 3 月まで

私は、昭和 63 年に A 国から留学生として日本に入国した際に、B 区役所で外国人登録及び国民年金の加入手続を行い、それから毎月、国民年金保険料納付書が届いたが、日本に長くいるつもりがなかったので納めずにいた。

その後、平成 4 年に日本の会社に就職が決まり、その会社の上司から国民年金保険料が未納のままでは厚生年金保険に加入できないと言われ、また、保険料の未納が会社に分かれば自分の評判が悪くなると思ったので、C 銀行(当時)で 20 万円を引き出し、持っている納付書を全て持って区役所へ行き、窓口で約 4 年間の保険料 10 数万円をまとめて納付し、納期ごとの領収書を受け取った。これに関し、同年 2 月 28 日に 20 万円を引き出したことが印字された銀行の預金通帳を持っている。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年に A 国から留学生として日本に入国した際に、B 区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人は当時郵送で受け取ったとする年金手帳を無くしてしまったとしていることから、加入状況が不明である。

また、申立人は、平成 4 年に日本の会社に就職が決まったときに、納めずにいた納付書を全て持って同区役所に出向き、銀行の預金から 20 万円を引き出し、窓口で約 4 年間の保険料 10 数万円をまとめて納付し、納期ごとの領収書を受け取ったとしているところ、申立人が主張するとおり、申立人が保管する預金通帳から同年 2 月 28 日に 20 万円を引き出した印字

が確認できるが、申立人が申立期間の納付書を全て持って納付したとすれば、総額 41 万 9,400 円（4 年 3 か月分）となる上、申立人が当時相談したとする同僚からも明確な証言が得られなかったことから、納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録では、申立期間は未加入期間とされているところ、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の被保険者手帳記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られないことから、申立期間は未加入期間であると推認され、制度上、申立期間は保険料を納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月

私は、平成3年3月20日にA地のB会社を退職した後にC市に転居し、同年4月2日に住所の転入届出と同時に国民年金の加入手続を行い、年金課の指示を受け、その場で申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付した。妻の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月20日に会社を退職した後の同年4月2日に転居先のC市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を国民年金の担当窓口において現金で納付したと主張している。しかしながら、申立人は、申立人が所持している手帳の西暦1991年4月2日欄に、市役所、転入届、印鑑証明及び年金と記載してあることを根拠に、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は年金と記載しているものの、定かではないが年金手帳の交付を受けていないかもしれないと申述していることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、C市の国民年金担当の窓口で申立期間に係る夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、C市では、申立人から国民年金の加入手続を受けた形跡は無く、国民年金担当の窓口では現金で保険料を収納していないとしている上、オンライン記録によれば、その妻の申立期間の保険料は、住所を移転した後の平成3年6月21日に過年度納付した記録となっており、申立人が、夫婦一緒に納付したと主張していることと一致しないなど、申立人の保険料の

納付状況は不明である。

さらに、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の被保険者手帳記号番号が平成9年1月1日に付番されている上、17年4月に申立人が勤務していた会社の分社化に伴い異動した後の同年6月22日に国民年金第1号・第3号の被保険者取得勸奨が行われていることから、国民年金の加入手続を行った状況が見当たらず、申立期間は未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から平成元年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から平成元年 7 月まで

結婚することになったので、それを契機に国民年金に加入しようと思い、平成 2 年 2 月頃に妻と一緒に A 市役所へ出向いたところ、担当職員から「3 年分を遡って保険料を納付しないと年金の受給資格に達しない。」と言われ、振込用紙をもらった。保険料は、20 万円から 30 万円を 2 回から 3 回に分割して、B 信用金庫 C 支店（現在は、D 信用金庫 E 支店）で納付した。しかし、ねんきん特別便を見ると昭和 61 年 6 月から平成元年 7 月までの保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付はその妻が行ったとしており、その妻は、平成 2 年 2 月頃に A 市役所に申立人と一緒に婚姻届を提出しに行った際に、国民年金に加入し、保険料を 3 年遡って納付したと申述している。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 3 年 9 月頃に夫婦そろって払い出された（申立人とその妻は 2 番違い。）と推認され、その時点で申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入時に A 市役所の担当者から「今、加入すればなんとか年金受給資格が得られると説明された。」と申述しているところ、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された平成 3 年 9 月頃の時点で 35 歳であり、60 歳まで 25 年の納付期間であることを踏まえると、

市役所の担当者の説明と国民年金手帳記号番号払出日は符合する。

一方、申立人及びその妻に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は国民年金手帳記号番号の払出し時点での時効限度である平成元年8月から3年3月まで、その妻は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元年12月から3年3月まで、遡って過年度納付している。

また、申立人は、国民年金手帳に記載された被保険者資格取得年月日の時期まで遡って保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 55 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 55 年 10 月まで

私は、失業していた昭和 51 年 8 月、A 町役場（現在は、B 市）から国民年金の書類が送られてきたので、母が国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料は母が父と母と私の分を、納税組合を通じて納めてくれていた。同時期に就職したが、厚生年金保険のほかに国民年金の保険料納付は続けた。その後、国民年金と厚生年金保険の保険料を両方納めるのがおかしいと思ったので、昭和 55 年 10 月に国民年金の保険料の納付をやめた。私は当時の年金手帳を所持しているので納付していたことは間違いない。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通して国民年金保険料を納付したとしているが、当該保険料納付を行ったとするその母は既に他界しており、その父からは具体的な証言を得られず、申立人は直接関与していないことから、これらの状況が不明である上、B 市は「A 町に納税貯蓄組合はあったが税金の徴収を業務としていた。国民年金保険料は税金でないため収納は行っていなかった。」としている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（*）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人が 20 歳に到達する頃の昭和 51 年 * 月から同年 11 月頃までの間に払い出されたと推認されるところ、申立人の国民年金手帳記号番号に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、「取消（厚年加入）」と記載されている上、オンライン記録も「番号取消」となっている。

さらに、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険

者の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、当時、20歳に到達する者を職権適用により一斉に国民年金に加入させた可能性がうかがわれ、これらの被保険者の中には申立人と同様に「取消（厚年加入）」、「取消（大学生）」と記載されている者が多数認められることから、職権適用後間もなく取消処理が行われたと推認できる。

加えて、申立期間は50か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間当時に記載したとするノートを提出し、当該ノートに「11月24日年金4800」、「2月25日年金4800」、「9.28年金5860」と記載されている金額が、申立期間に係る保険料納付であると主張している。当該記載が行われた時期は、前後の記載内容から昭和52年から53年頃と推認される。また、オンライン記録では当時その父は付加保険料を含む国民年金保険料を、その母は国民年金保険料を納付していた記録となっているところ、「11月24日年金4800」及び「2月25日年金4800」は、その父母の52年度の保険料額（昭和52年度の1か月分の保険料額は2,200円、付加保険料込みの国民年金保険料額は2,600円）、「9.28年金5860」は、その父母の昭和53年度の保険料額（昭和53年度の1か月分の保険料額は2,730円、付加保険料込みの国民年金保険料額は3,130円）といずれも一致していることから、当該ノートの記載はその父母の国民年金保険料の納付記録であると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで
② 昭和 44 年 3 月 25 日から 45 年 9 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び退職所得申告書等の書類には、申立人の署名押印及び申立人の当時の住所が記載されていることから、申立人の意志に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金裁定伺に記載されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給額はオンライン記録と一致している上、当該裁定伺及び前述の請求書には「送金済 49.10.22」の印が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、各申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年頃から35年6月1日まで
株式会社Aに昭和33年頃からB職として勤務していたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の加入記録が35年6月1日からとなっている。申立期間の33年頃から35年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたと主張しているものの、事業主、役員及び同僚の名前は分からないとしている上、申立期間に支給されていた給与から、厚生年金保険料が控除されていたかも分からないと回答している。

また、閉鎖登記簿謄本から株式会社Aは、平成8年6月に解散していることが確認でき、同謄本に登記されている取締役であった1人は、「資料は残ってない。平成7年か8年頃に倒産して、事務所が競売に掛けられて人手に渡ってしまった。そのときに、資料とかは捨ててしまったと思う。」と回答している上、事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、所在が判明した同僚5人に照会し、4人が厚生年金保険の加入について、「厚生年金保険の加入時期などについては、事業主の判断で決められていた。」と回答している。

加えて、株式会社Aにおける健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の資格取得年月日昭和35年6月1日は一致しており、同名簿に訂正された形跡は無く、整理番号に欠番も無いことが

確認できる上、同名簿に記載されている申立人の記号番号（＊）は、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、同年6月1日に株式会社Aで払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月1日から同年12月1日まで
昭和48年2月頃から同年11月頃まで勤務したA株式会社(B地)の厚生年金保険の被保険者期間が漏れている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、複数の同僚証言から、期間は特定できないものの、A株式会社(B地に所在)に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、元事業主は他界していることから、申立人の勤務実態、保険料控除等について確認することができない。

また、当時の元取締役は、「申立人は間違いなく勤務していたが、当時の関係資料が無いため、申立人の勤務期間及び保険料控除並びに社員全員が厚生年金保険に加入していたかどうか不明。」とし、申立人が一緒に事務を担当したとする元社長秘書は、「申立人は知っているが、当時の関係書類等が残っていない上、多数の社員が入退社したので、申立人の勤務期間及び社会保険関係等については記憶していない。」と供述している。

さらに、A株式会社(B地所在)に係る登記簿謄本によれば、当該事業所は、A株式会社(C地)の支店となっていたが、健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立期間前(昭和45年7月1日から48年1月31日)及び申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の申立期間における当該事業所に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

なお、申立人は、申立期間について、記憶が曖昧な上、当時の事業主及

び申立期間当時の同僚の名前を記憶していない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 28 日から同年 10 月 1 日まで

日本年金機構から送られてきた厚生年金保険の記録では、株式会社 A の被保険者資格喪失日が昭和 50 年 9 月 28 日になっている。最後の出勤日が 9 月 27 日 (土曜日) で、29 日及び 30 日は有給休暇を取得しているので、正しい資格喪失日は同年 10 月 1 日である。

昭和 50 年 10 月 1 日から別の会社での就職が決まっており、厚生年金保険の記録に空白期間は無いはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有給休暇取得期間を含め、株式会社 A に昭和 50 年 9 月 30 日まで在職していたので、同年 10 月 1 日が厚生年金保険の正しい被保険者資格喪失日であると主張しているところ、雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は同年 9 月 27 日とされており、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録による申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している上、離職票が交付されていることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、連絡先が確認できた役員 3 人に照会したところ、そのうちの 1 人は、「申立人が、転職による引っ越しの準備があるため、月末に有給休暇を取得したのは覚えているが、資料が無いので休暇届のことや保険料控除等については分からない。」と供述している上、ほかの役員も「事業所が倒産し資料が無いので、保険料

控除等、申立人の当時の状況は不明である。」と供述していることから、退職時における有給休暇の取得の有無及び申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚は、申立人の退職日までは記憶しておらず、有給休暇の取得についても明確な供述が得られない上、申立人が名前を挙げた同僚は、「当時は有給休暇の届出書があったわけではなく、『明日休む。』と言うだけだった。」と供述していることから、申立期間当時の経理担当者が、最後に出勤した日をもって厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格の喪失処理をした可能性がうかがえ、経理担当だった同僚は、「社会保険や雇用保険の手続、給与計算などを担当していたが、いつもマニュアルで確認しながら処理していたので、保険料控除については、間違えた処理はしていないと思う。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情等も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から25年5月1日まで
国（厚生労働省）の記録では、A株式会社に勤務していた2年間で欠落しているため、当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にA株式会社に勤務したとしているところ、申立人が記憶している当該事業所のB工場長及び同僚に厚生年金保険被保険者記録があることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A株式会社の新規適用年月日は昭和24年2月1日となっており、申立期間の一部において、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる上、申立期間当時の事業主等からは回答が得られず、上述の同僚は申立人が申立期間当時に勤務していたか否かについては不明であるとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年6月1日まで
年金事務所の記録では、A株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和19年6月1日と記録されているが、申立人は、生前、年金制度の設立と同時に年金に加入したと言っていた。現業労働者として17年6月から年金に加入しているはずなので、調査し記録の訂正をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた申立人に係る人事記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、当時の資料が無く、申立人の申立期間における保険料控除等については不明と回答している。

また、申立人の妻は、申立期間当時、月給の明細書を見て年金の保険料が引かれていたので、その時に、申立人が年金に入っているかどうか確認したことを思い出したとしているが、当該明細書等の資料は無い。

一方、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行前における労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）によると、被保険者の適用範囲は、常時10人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子肉体労働者であり、それ以外の者は被保険者となることができなかったところ、申立人を記憶していた同僚は、申立人は同じB課に所属する事務職であったこと等詳細を供述している上、上記人事記録における身分の欄には、昭和13年3月26日にC職、18年1月1日にD職となっ

たことが記録されている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「改・1」と押印されていることが確認できるところ、日本年金機構は、当該印は、厚生年金保険法が施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより、被保険者となったことを示すものであるとしている。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿によれば、申立人の年金手帳の番号は、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得した際に新規に払い出されていることが確認できる上、健康保険労働者年金保険被保険者名簿の資格取得日の記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人を記憶していた同僚は、申立人と同じ業務についていた別の同僚及び上司の氏名を記憶していたが、いずれの者についても、申立人同様、資格取得日は昭和19年6月1日と記録されていることが確認できる上、健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、同日に資格を取得している者が51人（申立人を含む。）連続して確認できるところ、そのうちのオンライン記録が確認できた28人の中に、労働者年金保険の被保険者記録がある者は見当たらないことから、申立人が労働者年金保険法における被保険者の適用対象者とはなっていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 20 日から 31 年 2 月 10 日まで
学校を卒業後、A株式会社B工場（現在は、株式会社C）に初めて就職し、D職に就いていたが、年金事務所の記録では、その記録が無い。同僚の名前も記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶している同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該同僚は、自身について、「申立事業所には日雇労働者として入社し数年勤務した後、3年に一度実施される試験を受け、正社員として採用された。正社員として採用されてはじめて、厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除された。」と詳細に供述し、申立人については、「現場の助手として働いていた。当時は、正社員は少なかった。自分と同じ日雇労働者だった可能性が高く、厚生年金保険には加入していないと思う。」と供述している上、事業主は資料が残っておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態、保険料控除等については不明と回答している。

また、複数の同僚が、E（性別）の正社員は事務職の者だけであった旨の供述をしている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、日本年金機構は申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳も索出できないとしている。

加えて、申立人は、F校の同級生とともに勤務していたとしているところ、上記被保険者名簿には当該同僚の氏名も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 1 日から 50 年 3 月 3 日まで
株式会社Aの設立に伴い、昭和 49 年 9 月に同社に入社したが、年金記録を確認したところ、同年 9 月から 50 年 2 月までの厚生年金保険被保険者記録が無かった。当時の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることも確認できるので、調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が申立期間において株式会社Aに勤務し、申立期間のうち、昭和49年9月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、事業主が保管する健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書によると、当該事業所の事業の種類は「Bサービス」であることから、申立期間当時、株式会社Aは厚生年金保険法の規定による強制適用事業所に該当しなかったと考えられるところ、事業主が保管する「厚生年金保険任意適用認可について」及び厚生年金保険任意包括被保険者資格取得通知書により、同社が昭和50年3月3日に任意包括適用事業所として認可されたこと、及び同日に申立人が任意包括被保険者の資格を取得したことが確認できる。

これらのことから、当該事業所は、申立期間において、厚生年金保険の任意包括適用事業所として認可されておらず、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除については、控除されるべきではない保険料が控除されていたと考えられる。

これらの理由及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判

断すると、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 7 月 28 日から同年 8 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社及びB株式会社に勤務していた期間のうち、上記期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。当時は会社を辞める時は次の会社を探してから辞めることが自然であり、空白期間があることには納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A株式会社に昭和 38 年 8 月から勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 10 月 1 日となっていることに納得がいかないとして、申し立てている。

しかしながら、A株式会社は既に廃業している上、当時の事業主は死亡しており、当時の勤務実態等について確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 38 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、申立人とほぼ同時期にA株式会社において被保険者資格を取得し、所在が確認できた 13 人に照会したところ、6 人から回答があり、そのうち 5 人については、申立人と同様に、自身が記憶している入社日又は勤務期間と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる被保険者資格取得日又は被保険者期間が一致していない。

さらに、上記同僚6人は、いずれも申立人の申立期間①における勤務実態や保険料控除の有無については、不明としている。

2 申立期間②について、申立人から提出されたB株式会社の身分証明書は昭和39年7月28日発行と記載されていることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和39年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、事業主は、当時の状況については、資料が無く、不明としている上、申立人とほぼ同時期にB株式会社において被保険者資格を取得し、所在が確認できた同僚7人に照会したところ、2人から回答があったが、いずれも申立人の申立期間②における勤務実態や保険料控除の有無については、不明としている。

なお、申立人とその前後76人の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、B株式会社においては、月に1回又は2回、複数の者が同一日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社においては、ある一定期間に入社した者をまとめて同一日に資格取得させていたことがうかがえる。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月1日から42年7月1日まで
② 昭和42年10月11日から44年9月26日まで

国の記録によれば、有限会社Aの厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和42年7月1日となっているが、実際は40年9月から44年9月まで同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずである。

昭和45年頃に書いた履歴書を提出するので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、有限会社Aに勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと申し立てしているところ、申立人が提出した履歴書及び同僚の供述により、申立人は申立期間の一部について、当該事業所に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、適用事業所名簿により、当該事業所は昭和43年9月10日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、オンライン記録により、事業主も既に他界していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚の一人は、申立人とは2年半ほど一緒に働いていたと回答しているものの、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「名簿」という。）により、当該同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、申立人と同一であることが確認できるほか、申立人が記憶する別の同僚の被保険者記録は、名簿からは確認できない。

さらに、名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い上、資格喪失の受付年月日は、昭和42年11月21日であることが確認できる。

なお、申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は申立期間において国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

国の記録によれば、A株式会社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は30万円とされているが、前後の標準報酬月額である41万円の間違いであると思う。なぜなら、当時10万円の住宅ローンを支払っていたので、30万円の給与では生活が成り立っていないからである。

第三者委員会で調査の上、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る申立期間の標準報酬月額の記録が、その前後の期間と比べてかなり低額であり、当時の生活状況を考えると当該記録は間違っている旨主張しているところ、申立人から提出された、昭和56年12月15日付けB税務署長名の照会文書(「新(増・改)築された家屋についてのお尋ね」)の写しにより、申立人の年間所得金額が、「5,250千円」と記載されていることが確認できることから、昭和56年当時、申立人は月額約43万円の所得を得ていたことはいかざる。

しかしながら、閉鎖事項全部証明書により、当該事業所は平成20年8月*日付けでC裁判所D支部の特別清算終結の決定が確定していることが確認でき、当時の事業主も厚生年金保険料の控除等については、確認できる関連資料等を既に処分しているため不明であると回答している。

また、閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、当該事業所の取締役であることが確認できること、A株式会社の子会社であるE株式会

社の代表取締役であることも確認できるほか、前述のB税務署長名の照会文書により、申立人の勤務先は「E株式会社」であることが確認できることを踏まえると、申立人は申立期間において、E株式会社に勤務していたものの、厚生年金保険の適用事業所はA株式会社であったと推認できる上、経理事務を担当していたとする同僚の一人からは、「取締役は、本社であるA株式会社と出向先の子会社の双方で報酬を得ていた。そのため、A株式会社における標準報酬月額が低額になったのではないかと思う。」との供述が得られた。

このほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票からは、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は認められないほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 21 日から 44 年 5 月 1 日まで

A株式会社には継続して勤務し、途中で退職したことは無いのに、国側の記録では、A株式会社での被保険者期間に空白期間がある。申立期間も継続して勤務していたので被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 44 年 3 月 22 日から同年 5 月 1 日までの期間については、雇用保険の記録が確認できるものの、A株式会社は、当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況は不明としている。

また、A株式会社の同僚に照会を行ったところ、回答があった9人のうち申立人を覚えているのは1人のみで、当該同僚は、「申立人は、A株式会社ではなく、関連会社のB株式会社に勤務していた。」としていることから、商業登記簿謄本を確認したところ、B株式会社は既に解散しており、当時の事業主は亡くなっているため、連絡先の確認できた役員に照会を行ったが、当時の資料も無く申立人の記憶も無いとしており、申立人の申立期間に係る勤務実態や保険料控除について確認することができない。

さらに、B株式会社の同僚に照会を行ったところ、回答があった6人のうち申立人を覚えている同僚は、「私がB株式会社にアルバイトとして約2年間勤務した後、昭和 41 年 4 月 1 日に正社員として入社した時には、申立人は既に退職しており、その後も再入社していない。」としている。

加えて、A株式会社が加入しているC基金及びD組合での申立期間の加

入記録は無い上、A株式会社及びB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の名前は記載されておらず、健康保険の番号に欠番も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月から同年 6 月まで

A 社（現在は、B 株式会社）C 支社 D 支部に営業職員として勤務していた期間のうち、平成 9 年 1 月から同年 6 月までの間の厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与に比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額についてはオンライン記録のとおり届出を行い、厚生年金保険料も控除し納付したと回答する一方、申立期間に係る給与支給額や保険料控除額については、当時の書類や資料が無く確認できないが、営業職員の給与支給額は、成績次第で手当の金額や種類も変わるため毎月大きく変動し、短期間で随時改定に該当する場合があると回答している。

また、申立人と同じく営業職員だった複数の同僚は、営業職員は成績次第で毎月の給与支給額が大きく変動したと回答しており、当該同僚のオンライン記録においても毎年のように随時改定が行われており、標準報酬月額が短期間で大幅に改定されていることが確認できるが、申立人の給与支給額や保険料控除額に関する具体的な供述は得られなかった。

さらに、E 組合においても、記録の保存年限経過のため申立人に関する当時の情報は確認できない上、F 税務署及び G 市役所においても、保存年限経過のため申立人に関する当時の課税情報が確認できないことから、申立期間に係る給与支給額や保険料控除額を確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された記録は無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6865 (事案 2885 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月15日から29年10月1日まで
申立期間について、平成22年3月30日付けで、21年12月に行った申立てについての回答をいただいたが、そのうち、株式会社Aに勤めていた期間の厚生年金保険が昭和30年11月21日に脱退手当金として支払われたとする記録について、受領した覚えが無いにもかかわらず、訂正してもらえなかったのは納得がいかないため再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人は、「申立事業所を退職したのは結婚のためであり、退職後はすぐには再就職する考えはなかった。」と供述している上、脱退手当金の支給決定日が、通算年金制度創設以前であることから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないこと、ii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金を算出した記載と支給記録が確認でき、脱退手当金の支給額は法定計算額にほぼ一致していること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年3月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料を提出することなく、「脱退手当金を受け取ったとされたことについて、的確な回答が無い。」ことを理由に再申立てをしているが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面は現存していない。このため、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は無いかなどいわゆる周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、当時の社会保険事務担当者が「脱退手当金については、口頭で説明をしていた。」と供述している上、株式会社Aの厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後5ページにおいて、昭和29年に被保険者資格を喪失したことが確認できる女性の同僚5人のうち、申立人を含む4人について脱退手当金が支給されたとする記録が確認できることを踏まえると、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在している一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 5 月 19 日まで
② 昭和 37 年 1 月 25 日から 41 年 5 月 21 日まで
平成 20 年のねんきん特別便で株式会社A及びB株式会社に勤めていた期間の厚生年金保険の記録が昭和 41 年 7 月 1 日に脱退手当金として支給済みとなっていることを知った。この脱退手当金を受け取った記憶は無く、脱退手当金の説明を受けたこともない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたB株式会社において、同社の設立当時から厚生年金保険業務を担当していたとする者は、「女子は、結婚退職が通例であったので脱退手当金は会社が請求手続を行っていた。」と述べているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 5 月 21 日の前後 2 年以内に被保険者資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 10 人（申立人を含む。）のうち、半年以内にほかの事業所で被保険者資格を取得していることが確認できる 2 人を除く 8 人全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該 8 人いずれもが厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている。また、当該支給決定のある複数の同僚は、「脱退手当金の請求手続は、会社の担当者がしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金に係る手続についても、同様の手続により行われたと考えるのが自然である。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の押印が認められるとともに、申立期間の脱退

手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 40 日後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情はない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。